

12 くらしと下水道



料金のしくみ

下水道事業は、お客さまからいただく下水道料金収入で支えられています。下水道料金は、汚水の排出量をもとに計算します。なお、徴収経費の節減、支払いの利便性などの理由により、多くは2か月ごとに下水道料金を徴収させていただいております。



●計算例(1か月)

20㎡ご使用(3人世帯の平均使用水量)の場合

0～8㎡の料金 560円
9～20㎡の料金 1,320円(110円×12㎡)

計 1,880円

下水道料金=1,880円+消費税相当額
(1円未満の端数は切捨て)

[排水排出量の認定方法]

●水道水の場合

水道の使用量を污水排出量とみなします。

●水道水以外の水(井戸水等)の場合

揚水ポンプの稼働時間を計測する時間計を設置するなどして、污水排出量を認定します。

※製氷業などのように使用水量と污水排出量が著しく異なる事業を営む方は、減量制度が適用される場合があります。詳しくは、下水道局経理部業務管理課03(5320)6573または各下水道事務所へご相談ください。

[下水道料金の減免措置]

次の場合には、下水道料金が減免されます。

- ・生活扶助世帯
- ・公益上その他特別の事情があると認めたとき

[一時使用]

建築工事に伴い湧水等を一時的に下水道に流す場合、一時使用届の提出が必要です。なお、これらの排水についても下水道料金の対象となります。

下水道料率表(1か月分)

汚水の種別	排出量(㎡)	料率(円)
一般汚水	8㎡以下の分	560円
	8㎡を超え20㎡以下の分	1㎡につき 110円
	20㎡を超え30㎡以下の分	1㎡につき 140円
	30㎡を超え50㎡以下の分	1㎡につき 170円
	50㎡を超え100㎡以下の分	1㎡につき 200円
	100㎡を超え200㎡以下の分	1㎡につき 230円
	200㎡を超え500㎡以下の分	1㎡につき 270円
浴場汚水	500㎡を超え1000㎡以下の分	1㎡につき 310円
	1000㎡を超える分	1㎡につき 345円
	8㎡以下の分	280円
	8㎡を超える分	1㎡につき 35円

※下水道料金は、上表で算出した金額に消費税相当額を足したものです。

※水道水のほかに、井戸水等をあわせて流している場合は、合計した污水排出量に上表の料率が適用されます。

宅地内の排水設備の工事を行う場合は、事前に届出が必要です



23区で排水設備の工事を行う場合は、工事の7日前までに下水道局へ届出が必要です。

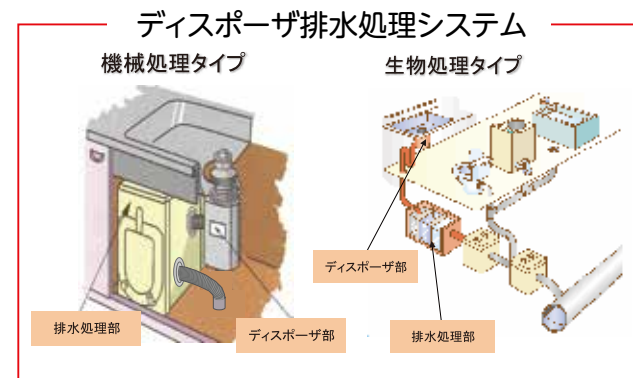
また、排水設備工事は東京都の指定を受けた排水設備工事事業者でなければ工事を行うことができません。無届や指定を受けない者が工事をした場合は、罰則の対象となりますので、決して行わないでください。

「ディスポーザ排水処理システム」の設置について

23区内では、東京都下水道条例施行規程により「ディスポーザ排水処理システム」以外のディスポーザは設置できません。

ディスポーザ排水処理システムの機能を正常に保つためには、適切な維持管理が必要です。維持管理業者との維持管理契約をお願いします。

設置する場合には、排水設備の新設などの届出と、「ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書」などの届出が必要です。



※23区内では、単体ディスポーザは設置できません。

東京都下水道局 ディスポーザ 検索

宅地内雨水浸透施設

近年、都市化の進展により空地や畑などが少なくなり、地下に浸透する雨水が減少しています。このため、下水道に流れ込む雨水の量が増え、浸水被害を引き起こす原因の一つとなっています。

また、合流式下水道地域では、強い雨の日は、街を浸水から守るため汚水混じりの雨水の一部が河川などへ放流されてしまいます。

そこで、降雨時の下水道管への雨水流入を減らすため、区と連携して、宅地内の雨水を地下へ浸透させる雨水浸透施設の設置をお願いしています。(助成等制度はこちら→)



下水道事務所・出張所連絡先

本局

部 名	所 在 地	電 話
総務部・職員部・経理部・計画調整部 施設管理部・建設部	新宿区西新宿2-8-1	03 (5321) 1111 (都庁代表)
流域下水道本部	立川市高松町2-26-12	042 (527) 4821

下水道事務所 出張所

下水道事務所/所在地/電話	所管区域	出張所名	電 話
中部下水道事務所 千代田区大手町2-6-3 03 (3270) 8317	千代田	千代田出張所	03 (3270) 7325
	中央	中央出張所	03 (3668) 8661~2
	港(台場を除く)	港出張所	03 (3798) 5243~4
	渋谷	渋谷出張所	03 (3400) 9477~8
北部下水道事務所 台東区蔵前2-1-8 03 (5820) 4345	文京	文京出張所	03 (5976) 2516~7
	台東	台東出張所	03 (5821) 2401,2403
	豊島	豊島出張所	03 (3989) 8523~4
	荒川	荒川出張所	03 (5615) 2891
東部第一下水道事務所 江東区東陽7-1-14 03 (3645) 9643	墨田	墨田出張所	03 (3622) 7005
	港(台場に限る)	江東出張所	03 (3645) 9273
	江東		
	品川(東八潮に限る)		
東部第二下水道事務所 葛飾区小菅1-2-1 03 (5680) 1268	大田(令和島に限る)	足立出張所	03 (3855) 7411
	足立		03 (3602) 5755
	葛飾		03 (5658) 4481~2
	江戸川		03 (3363) 9931~2
西部第一下水道事務所 中野区新井3-37-4 03 (5343) 6200	新宿	新宿出張所	03 (5343) 5651~2
	中野	中野出張所	03 (3394) 9457~8
	杉並	杉並出張所	03 (3969) 6490~1
	北	北出張所	03 (5965) 2161~2
西部第二下水道事務所 北区浮間4-27-1 03 (3969) 2311	板橋	板橋出張所	03 (5999) 5650
	練馬	練馬出張所	03 (3495) 0351~2
	品川(東八潮を除く)	品川出張所	03 (3491) 7867~8
	目黒	目黒出張所	03 (3764) 3691
南部下水道事務所 大田区雪谷大塚町13-26 03 (5734) 5031	大田(令和島を除く)	大田出張所	03 (5477) 2120~2
	世田谷	世田谷出張所	03 (5477) 2120~2
	世田谷	世田谷出張所	03 (5477) 2120~2
	世田谷	世田谷出張所	03 (5477) 2120~2

※多摩地域については各市町村が担当しています。

基幹施設再構築事務所

事 務 所 名	所 在 地	電 話
第一基幹施設再構築事務所	台東区蔵前2-1-8	03(3862)8220
第二基幹施設再構築事務所 (工事第二課)	港区港南1-2-28 新宿区上落合1-2-40	03(5781)8201 03(3366)6948

水再生センター等

水再生センター名	所 在 地	電 話	水再生センター名	所 在 地	電 話
芝浦水再生センター	港区港南1-2-28	03(3472)6411	新河岸水再生センター	板橋区新河岸3-1-1	03(3930)9731
三河島水再生センター	荒川区荒川8-25-1	03(3802)7997	浮間水再生センター	北区浮間4-27-1	03(3969)2457
砂町水再生センター	江東区新砂3-9-1	03(5632)2180	森ヶ崎水再生センター	大田区大森南5-2-25	03(3744)5981
有明水再生センター	江東区有明2-3-5	03(5564)2035	北多摩一号水再生センター	府中市小柳町6-6	042(365)4302
中川水再生センター	足立区中川5-1-1	03(3606)2812	南多摩水再生センター	稲城市大丸1492	
小菅水再生センター	葛飾区小菅1-2-1	03(5680)1993	北多摩二号水再生センター	国市市泉1-24-32	042(572)7711
葛西水再生センター	江戸川区臨海町1-1-1	03(5605)9992	浅川水再生センター	日野市石田1-236	
落合水再生センター	新宿区上落合1-2-40	03(3366)6964	多摩川上流水再生センター	昭島市宮沢町3-15-1	042(545)4120
中野水再生センター	中野区新井3-37-4		八王子水再生センター	八王子市小宮町501	
みやぎ水再生センター	足立区宮城2-1-14	03(3919)7458	清瀬水再生センター	清瀬市下宿3-1375	042(494)1451